

3 この条例の対象外となる種や区域(★)

他の法令で指定されている（守られている）動植物種や区域は、この条例の指定の対象になりません（第8条、第14条）。

国又は東京都による法令の名称	種	区域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（通称：種の保存法）	希少野生動植物種	生息地等保護区
東京における自然の保護と回復に関する条例（通称：自然保護条例）	東京都希少野生動植物種	保全地域 東京都希少野生動植物保護区
自然環境保全法		原生自然環境保全地域 自然環境保全地域
自然公園法		自然公園

4 罰則

次のときは、条例により罰則（罰金や懲役）がかかることがあります（第25条～第28条）。

- ・ 指定種に対して禁止されている行為をしたとき
- ・ 保護区域で、無許可ではいけない行為をしたとき
- ・ この条例における手続きで、市から出された条件や命令に従わなかったとき
- ・ この条例における手続きで、不正な申告をしたとき

※ 違反の内容によっては、違反した人の氏名や住所、違反の事実を公表します（第23条）。

～皆さんへお願い～

生物多様性を守るためには、市民や事業者、観光客など、たくさんの人の力が必要です。皆さんに、次のご協力をお願いします。

- ・ 市内にすむ生きものについて考えてみましょう。
- ・ 希少な生きものや、それらのすむ場所を大切にしましょう。
- ・ 市内で土地の開発や整備をするときは、そこにすむ希少な生きものに配慮しましょう。
- ・ 市が行う希少な生きものの保護の取組に協力しましょう。
- ・ この条例による手続きが必要なときは、市に相談しましょう。

“生きものを守るために自分にできることは何か”
身近なことから、考えてみましょう。



※ あきる野市生物多様性保全条例は、あきる野市ホームページなどでご覧いただけます。

あきる野市ホームページ <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>

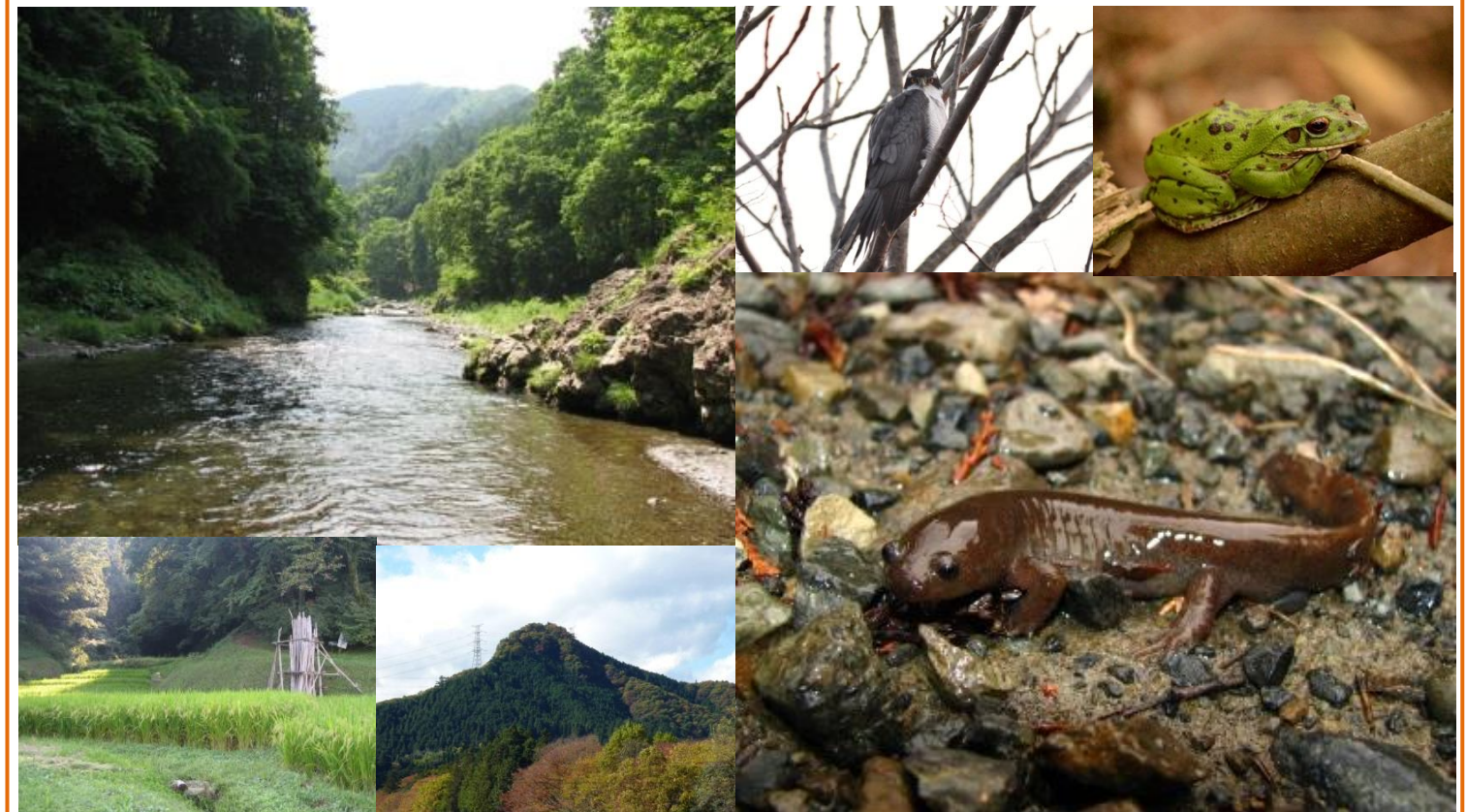
発行：あきる野市 〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350 番地 電話 042-558-1111（代表）

問合せ：あきる野市 環境経済部 環境政策課 環境政策係

あきる野市生物多様性保全条例

あきる野市には、とても多くの種類の生きものが暮らしていて、全国的にあまり見られなくなってきた希少なものもいます。これらの生きものが、絶滅せずに本市ですっと生きられるように、そして、生きものがすむ環境を将来に残していけるように「あきる野市生物多様性保全条例」をつくりました。

1 あきる野市の生物多様性



あきる野市には、山や川、田んぼ、住宅地などのいろいろな環境があり、たくさんの種類の生きものが暮らしています。これは、“生物多様性が豊か”ということです。特に、全国的に少なくなったカエルやサンショウウオ、タカなどの“希少な生きもの”が今もすんでいることは、市の生物多様性にとって、かけがえのない素晴らしいことです。しかし、これらの生きものは、環境の変化につれてだんだんと数を減らしています。

生物多様性の保全には“希少な生きものを守る”ことが必要です

<みんなで守ろうあきる野の生きもの>

希少な生きものを守るには皆さん一人ひとりの協力が必要です。そのために、「してほしいこと」と「してはいけないこと」をまとめた“生物多様性を守る仕組み”をつくり、条例にしました。



希少な生きものを守る仕組み（第8条～第12条）

あきる野市希少野生動植物種（指定種）に
次のことをしてはいけません

- ❌ 捕獲又は採取すること、殺すこと、傷つけること（捕獲等）
- ❌ 誰かに売ったり、誰かから貰ったりすること（譲渡し等）

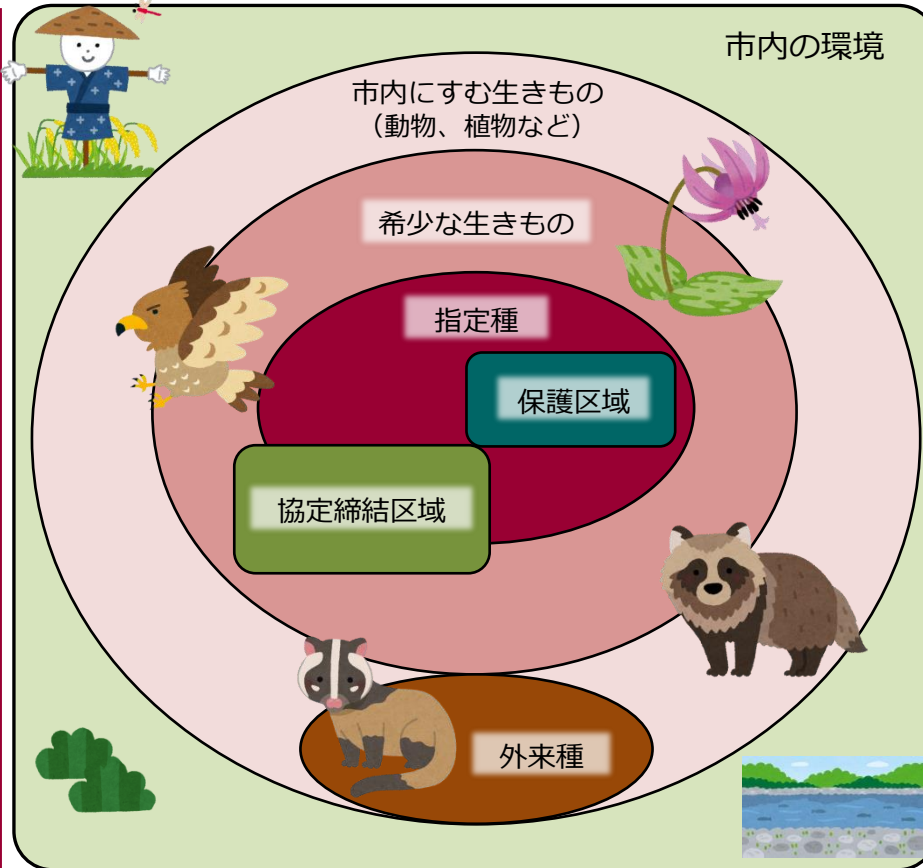


違反すると罰則があります

例外

- ・学術研究などのために、事前に市長の許可を得た場合
- ・人の命の危険を避けるためや、自然災害の応急措置などのやむを得ない場合（事後に届出が必要）

<イメージ図>



希少な生態系を守る仕組み（第13条、第18条）

生息地等保全協定の取決め

希少な生きものの生息・生育地では、その生きものと生息・生育環境を守るために、市と土地所有者の話し合いで、区域限定のルールをつくることができます。



保護行為に対する支援

協定を締結した区域又は保護区域で、希少な生きものの保護活動をする人に対して、市が支援します。

在来種を守る仕組み（第19条）

外来種等の放逐の禁止等

在来種に悪影響を及ぼす外来種を、自然地に放したり、植えたりすることを禁止します。



重要な生態系を守る仕組み（第14条～第17条）

希少野生動植物種保護区域（保護区域）では
無許可で次のことをしてはいけません

- ❌ 建物や工作物の新築、改築又は増築
- ❌ 宅地の造成、土地の開墾といった土地の形質の変更
- ❌ 鉱物の採掘や土石の採取
- ❌ 水面の埋め立てや干拓
- ❌ 木竹の伐採



違反すると罰則があります

例外

- ・事前に市長の許可を得た場合
- ・通常の管理行為（草刈りなど）の場合
- ・自然災害の応急措置などのやむを得ない場合（事後に届出が必要）
- ・国又は地方公共団体が行う場合（事前に相談が必要）

あきる野市希少野生動植物種（指定種）とは？

絶滅などを防ぐために、“特に人の手で守る必要があるもの”として市が指定した希少な生きもの

指定の手順

指定種にしようとする生きものを選ぶ

- <候補> 次の1～3の全てに当てはまる生きもの
- 1 市内に生息、生育している
 - 2 希少であり、保護の必要がある
 - 3 他の関係法令（★）で守られていない（★は裏面）

有識者や関係者に意見を聴いて、「指定」

- ・指定された生きものを広くお知らせします。
- ・条例で定める ❌ の行為が規制されます。

希少野生動植物種保護区域（保護区域）とは？

指定種の絶滅などを防ぐために、“特に人の手で守る必要があるもの”として市が指定した重要な場所

指定の手順

保護区域にしようとする区域を選ぶ

- <候補> 次の1～3の全てに当てはまる区域
- 1 指定種が生息・生育している
 - 2 指定種の生息・生育のために重要で、保護の必要がある
 - 3 他の関係法令（★）で守られていない（★は裏面）

有識者や関係者に意見を聴いて、「指定」

- ・指定された区域を広くお知らせします。
- ・条例で定める ❌ の行為が規制されます。

※その土地の固定資産税や都市計画税が減免されます。